

かめおか地域福祉活動計画

『～顔の見えるまちづくりプラン～』

序章 亀岡市のこれからの地域福祉活動

1. 亀岡市の地域を支える活動
2. 地域福祉を推進していくうえで求められるもの
3. 協働による地域福祉推進の重要性
4. これからの地域福祉活動

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的と背景
2. 計画の視点（活動計画としての視点）
3. 計画の期間

第2章 亀岡市の現状と課題

1. 亀岡市の現状
2. 地域類型別の現状
3. 地域福祉を推進していくうえでの主要課題

第3章 計画のめざすべき姿

1. 計画の目標
2. 計画の重点プロジェクト

第4章 地域福祉活動の促進に向けて

1. 住民参加の促進と福祉意識の向上
2. 住民活動・ボランティア活動の活性化
3. 在宅福祉サービスの充実
4. 福祉課題の把握・情報ネットワークづくり
5. 地域を支える多様な主体によるネットワークづくり
6. 地域福祉活動推進のための基盤強化

第5章 重点プロジェクト

1. 地区社協を立ち上げよう！！
2. 三位一体の取り組み

第6章 圏域ごとの顔の見える関係づくり

資編編 1. かめおか地域福祉活動計画策定経過

- (1) 経過概要
- (2) ワークショップ
- (3) 地域福祉協働コーディネーター育成講座
- (4) 地域福祉活動計画策定委員会

2. 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
3. 地域福祉活動計画策定委員会委員名簿
4. 地区社協設立支援助成金交付要綱

序章 亀岡市のこれからの地域福祉活動

1. 亀岡市の地域を支える活動

亀岡市の地域福祉活動は、住民の自治組織である自治会をはじめ、地区社会福祉協議会（地区社協）や民生委員児童委員、老人クラブ、地域ボランティアグループ、ボランティア、NPO等の市民活動団体、社会福祉協議会など、様々な団体が主体となり多様な活動を展開しています。

地域ぐるみの活動では、高齢者や障害のある人の閉じこもり、社会的孤立を解消するため、地域の自治会や老人クラブ等が主体となり文化伝承活動や三世代交流、スポーツ・健康増進活動、レクリエーション等の生きがいがづくり、健康づくりが行われています。また、地区社協や民生委員児童委員、老人クラブ、地域ボランティアグループ等が主体となり、身近な地域において、一人暮らし高齢者の安否確認や日常生活援助、介護援助、ふれあいサロンなど小地域において地域ぐるみの支え合い助け合い活動が展開されています。

地域ぐるみによる活動以外にも亀岡市社会福祉協議会（亀岡市社協）のボランティアセンターには、団体登録 21 グループ、総数 428 人と個人登録 23 人、合わせて 451 人のボランティアが登録し、市内の様々な場で高齢者や障害のある人、子育て中の人などへの支援活動を行っています。一方で、亀岡市にはボランティアセンターに登録されている団体・個人以外にも、かめおかNPO情報センターを活動拠点に福祉、子育て、教育等をはじめとする、あらゆる分野で参加型活動を行っている団体が数多くあります。

また、亀岡市社会福祉協議会では、住みなれた地域のなかで誰もが安心して生活していくため、地域ボランティア養成講座の開催や一人暮らし高齢者のつどいの開催をはじめ、住民参加を促すべく様々な福祉活動を実施・支援しています。また、近年では「子育て支援事業」や「ファミリーサポート事業」、「支援費事業」なども実施しています。

亀岡市では、これらの団体等がそれぞれ主体となり、亀岡市の地域福祉を支える幅広い活動を展開しています。

2. 地域福祉を推進していくうえで求められるもの

このように、亀岡市では地域住民をはじめ、自治会や民生委員児童委員、地区社協、ボランティア・NPO、社会福祉協議会等の様々な団体が多種多様な活動を行っており、今後、亀岡市の地域福祉を推進していくためには、これら地域の力なしに進めていくことはできません。また、平成 16 年度に策定された亀岡市地域福祉計画では、地域福祉の推進に向け、地域活動を行っている各主体の役割もそれぞれに明確化され、地域福祉を担う主体同士が今後、パートナーシップを築き、協働しながら取り組みを進めていくことが重要なこととなります。

3. 協働による地域福祉推進の重要性

地域福祉活動計画は、亀岡市がめざす「顔の見えるまちづくり」に向けての具体的な行動・実践の計画です。そして、地域福祉を推進していくためには、社会福祉協議会だけが活動を行えば良いというわけではありません。先にも述べましたが、地域福祉を担う主体同士がそれぞれに連携・協働し、顔の見えるまちづくりに向けて活動を展開していくことが重要なこととなります。

地域住民や自治会、民生委員児童委員、当事者、地区社協、ボランティア、NPO、社会福祉施設等、地域において活動している様々な主体と社会福祉協議会がお互いに協働することによって始めて、地域福祉活動計画が動き、亀岡市の地域福祉が推進されることとなるのです。

4. これからの地域福祉活動

これまで述べてきたように、今後、地域福祉を進めていくためには、地域住民をはじめ、様々な団体・機関等がそれぞれに連携・協働しながら地域の福祉活動を促進させていくことが最も重要なこととなります。

この計画は、「地域と社協の協働による地域福祉の推進」を通して、住民同士が互いに支え合い、助け合える地域社会を実現するために策定されたものです。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的と背景

本格化する少子高齢化や家族形態の多様化、都市化の進行、さらに市民意識の多様化によって家庭や地域で相互に支え合う機能は弱まり、市民がともに助け合い、支え合うという社会的なつながりも希薄化しつつあります。また、地域では、子どもや高齢者を狙った犯罪の多発など治安に関する問題や家庭内暴力、虐待、引きこもりなどの様々な社会問題が浮かびあがっています。一方、地域社会や家族形態の変容に伴い増大・多様化する福祉ニーズに対応するため、「措置から契約へ」「施設福祉から地域福祉への転換」と、福祉の仕組みを大きく変える「社会福祉基礎構造改革」が進められてきました。

なかでも、平成12年には社会福祉法が成立し、第4条で「地域福祉の推進」が基本理念の柱の一つとして明確に規定されました。さらに、平成18年度から施行される改正介護保険法、障害者自立支援法により地域全体で高齢者や障害のある人を支える仕組みが整備されつつあるなか、地域の担う役割はますます重要視されています。亀岡市ではこのような地域社会の変化や制度改革の流れを受け、平成17年3月に地域福祉計画が策定され、亀岡に住む一人ひとりがお互いの人権を認め合い、顔の見える関係のなかで互いに助け合い支え合う地域社会の実現に向けて地域福祉を総合的に推進していくための仕組みがつくられました。また、地域福祉計画では、地域福祉を推進していくうえでの地域や社会福祉協議会の役割が明確化されています。これらのことを受け、亀岡市社会福祉協議会では、「支え合い助け合いのある顔の見えるまち かめおか」の実現に向けた基盤づくりを地域と協働で行っていくことを目的に、地区社会福祉協議会の立ち上げ、地域福祉推進のための人づくり、福祉コミュニティづくりへの支援体制の整備といった「人づくり」「なかま（組織）づくり」「仕組みづくり」の三位一体の取り組みを中心に置き、地域福祉を推進していくための基盤づくりに向けて地域とともに具体的な取り組みを行っていくこととなりました。

この計画は、今後、亀岡市の地域福祉を推進していくための基盤整備を行っていくうえで、地域と亀岡市社会福祉協議会との協働による取り組みを明らかにしたものです。

2. 計画の視点（活動計画としての視点）

○住民同士の関係づくり

地域のなかで支援を必要としている住民の問題に気づき、地域で見守りや日々の支援につなげていくためには、住民同士が地域にある課題を自分自身の課題として捉え、地域の人々との交流を図りながらお互いに理解を深め、支え合える関係を身近な住民同士との関係で築いていくことが大切となります。

住民同士の話し合いや世代をこえた交流活動を通して、地域福祉に関する課題や活動に対する理解を進め、お互いに助け合い、支え合える住民同士との関係を育てていくことが必要となります。そしてそのことが福祉コミュニティづくりにつながるのです。

○住民同士の活動づくり

地域福祉活動は、まちづくり活動の一環です。住民同士の日常的な場面での協力協働の関係・活動があつてこそ取り組みへの幅が広がり、地域福祉活動が促進されていきます。地域住民をはじめ、ボランティアやNPO、当事者組織など地域において福祉活動を行う様々な主体が互いにつながりを持ち、日常的な協力関係を築いていくことが大切となります。

○住民参加・参画による福祉のまちづくり

福祉のまちづくりを進めていくためには、誰かがしてくれるというのではなく、住民が主体的に自分自身のことについての選択や判断にもとづいてまちづくりを進めていくことが重要となります。サービス開発についても住民自身のニーズに応じたものでなければ定着しません。地域住民が自らの生活基盤である地域での生活課題やそれに対するサービスの現状、果たすべき役割などを自らの問題として捉え、自らサービスのあり方に主体的にかかわろうという意識の啓発およびサービスの担い手として参画できる機会の確保が必要となります。

○顔の見えるまちづくりのための条件整備

顔の見えるまちづくりを進めていくためには、これまでに述べてきた3つの視点に加え、各地域で福祉活動を行っている住民や各種団体、自治会、ボランティア団体、NPOや公的なサービスを行っている福祉施設等を、福祉活動に熱意のある人の手によって、有機的につなげていかなければなりません。そのためにも福祉活動に熱意のある人（協働コーディネーター）を育成・発掘していくことが今後、最も重要なこととなります。同時に身近な地域において福祉活動を推進していくための組織づくりや福祉活動を促進させるための支援も併せて行っていく必要があります。

3. 計画の期間

この計画は、平成18年度から平成23年度までの6年間を計画期間としています。

なお、平成16年度に亀岡市において策定された「地域福祉計画」との連携と整合化を図り、相互に連携しながら亀岡市の地域福祉を推進していきます。

計画の見直しに当たっては、今後、計画の進捗状況や社会情勢等の変化、また、市の動向に応じて必要な見直しを行っていくものとします。

第2章 亀岡市の現状と課題

1. 亀岡市の現状

亀岡市の総人口は93,997人（平成17年国勢調査）と前回調査時（総人口94,555人）と比較して減少しています。年少人口についてみると、昭和60年は19,239人、構成比25.2%でしたが、平成12年では15,628人、構成比16.5%といずれも減少傾向にあり、少子化が進行していることがうかがえます。一方、高齢者人口についてみると、昭和60年は7,184人、構成比9.4%でしたが、平成12年では13,345人、構成比14.1%といずれも増加しており、高齢化が進行しています。

亀岡市の総世帯数については平成17年が32,456世帯と平成12年の30,625世帯と比較して増加傾向にあります。世帯の内訳をみると、65歳以上の高齢者のいる世帯についてみると、昭和60年は5,482世帯、構成比26.2%でしたが、平成12年では9,013世帯、構成比29.6%といずれも増加傾向にあります。また、「高齢者のひとり暮らし世帯」についてみると、昭和60年は540世帯、構成比2.6%でしたが、平成12年では1,188世帯、構成比3.9%といずれも増加傾向にあります。

1世帯あたりの人員数については減少傾向が続いており、昭和60年では3.63人でしたが平成17

年では 2.90 人と 0.73 人減少しており、核家族化をはじめとした家族形態の多様化がうかがえます。

区分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
総人口(人)	76,207	85,283	92,398	94,555	93,997
年少人口(人)	19,239	18,697	17,403	15,628	
構成比(%)	25.2	21.9	18.8	16.5	
生産年齢人口(人)	49,782	57,781	63,973	65,442	
構成比(%)	65.4	67.9	69.4	69.4	
高齢者人口(人)	7,184	8,717	10,941	13,345	
構成比(%)	9.4	10.2	11.8	14.1	
総世帯数(世帯)	21,017	24,277	28,198	30,625	32,456
65 歳以上の高齢者のいる世帯	5,482	6,391	7,739	9,013	
構成比(%)	26.2	26.5	29.6	27.5	
高齢者のひとり暮らし世帯	540	611	880	1,188	
構成比(%)	2.6	2.5	3.9	3.1	
1 世帯あたり人員(人)	3.63	3.51	3.28	3.09	2.9

平成 11 年度から平成 15 年度における身体障害者手帳所持者数の推移をみると、多少の増減を繰り返しているものの、全体としては増加傾向にあり、平成 15 年度における総数は 3,460 人で、平成 11 年度と比較すると 199 人の増加となっています。また、総人口に対する比率は 3.62%となっています。

年齢別にみると、平成 15 年度では 0～17 歳が 64 人、18～64 歳が 1,291 人、65 歳以上が 2,105 人と高齢層の所持者が最も多くなっています。

平成 11 年度から平成 15 年度における療育手帳所持者数の推移をみると、毎年わずかながら増加しており、平成 15 年度における総数は 556 人で、平成 11 年度と比較すると 95 人の増加となっています。また、総人口に対する比率は 0.58%となっています。

年齢別にみると、平成 15 年度では 0～17 歳が 124 人、18～64 歳が 394 人、65 歳以上が 38 人となっています。

平成 11 年度から平成 15 年度における精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、毎年増加傾向にあり、平成 15 年度における総数は 150 人で、平成 11 年度と比較すると 81 人の増加となっています。また、総人口に対する比率は 0.16%となっています。増加数は、平成 14 年度から平成 15 年度にかけての伸びが顕著であり、このことは、平成 14 年度からの法改正によって、精神障害者保健福祉手帳の申請などの事務が府から市へ移管されたことにとともに、利便性の向上などが図られたことが要因として考えられます。

資料：平成 16 年度版 亀岡市の福祉

2. 地域類型別の現状

このように、亀岡市においては少子高齢化をはじめ、家族形態の多様化等の変化が生じており、このことは、地域社会の様子にも大きく反映しています。人々の生活にはそれぞれの地域性が大きくかかわっていることから、ここでは、地域住民の生活課題をそれぞれ把握するため、市内各地をいくつかの類型に分類し、それぞれの地域の現状を検討していきます。

【第 1 類型】川東地域を中心とする農業地域(川東地区)

第 1 類型は、桂川の左岸に広がる地域で、亀岡盆地を形づくる広大な田園地帯が広がり、地域内

には様々な神社・寺院等が点在し、地域独特の環境を生かした大規模な公園・緑地も整備されており、地域風土豊かな環境・景観が形成されている地域です。農村地域に特有の三世代世帯が多く、世代間を問わず隣近所とのなじみの関係が築かれており、住民同士の結びつきが強いことが特徴です。また、農業地域であることを生かした趣味活動等が盛んに行われている地域です。しかし、個人の価値観の多様化や若者の別居志向を背景に農家の後継者問題や人口減少、少子・高齢化が問題化しています。そのため、高齢者世帯の増加や老老介護の問題も増えています。

豊かな景観が残っている反面、都市整備も不十分なことから、交通アクセスの整備や通学路等の安全対策を望む声が高まっています。また、川と山に挟まれているといった地理的な条件を背景に、自然災害に対する防災対策も望まれています。

【第2類型】 亀岡地区を代表とする住商混合地域（亀岡地区）

第2類型は、市の中心的な市街地が広がり、商業地や行政機関などの中枢機能が集積する地域です。しかし、中心部においては都市化により急激な少子化が進行しています。また、中心商業地では、昔ながらの店舗等については、求心力の低下により、本来の活力が発揮できない状況にあります。一方、住宅地や商業施設の密集により、道幅が狭く交通量が多いため、子どもや高齢者への安全対策が常に求められているとともに、防災・防犯面においても対策が強く望まれている地域です。また、昔からの近所づきあいがある一方で、マンション・団地をはじめとした新興住宅地も混在しているため、近隣住民とのつながりは希薄化しており、地域での話し合いの場や若い人も意見を出せる場が求められています。

【第3類型】 国道9号線を中心に市街化が進んでいる地域（篠地区、大井・千代川地区）

第3類型は、もともと農村地域なため、農地をはじめとする空地が多く残っているのが特徴です。国道9号線沿いに開発が進み、多くの新興住宅地やマンションが立地し、若年者層が比較的に多く住民構成が多岐にわたっています。しかし、宅地開発が進む反面、市の中心部から離れているため住民が安心して集えるような公共施設が少なく、住民活動や地域活動を進めていくうえでの課題となっています。また、道路整備も不十分なため、高齢者や子どもの安全対策が望まれています。地域活動については、まとまりのある地域もある一方で、旧住民と新住民との間で意識の差があり、地域行事への参加が少なく、地域のつながりや連帯感が薄れている地域もあり、地域によって差が生じているのが現状です。

【第4類型】 亀岡盆地の平野が広がる農地と市街地が混在する地域（中部地区）

第4類型は、亀岡盆地の平野部が広がり、平野の一部は市街地として整備され、大学施設等が立地していますが、その他は農地などの空地が多い地域です。国道372号線、423号線がそれぞれ西部地区、南部地区に向けて通じており亀岡市と阪神都市圏とを結ぶ交通の要衝となっています。しかし、通学路等をはじめとした道路整備に関しては十分でなく、子どもをはじめ高齢者や障害のある人等への安全対策が課題となっています。農村地域が比較的多いこともあり、三世代世帯が多く、近所づきあいをはじめとした住民同士の結びつきが色濃く残っている地域といえますが、その反面、宅地開発により市街化が進んでいる地域も混在し、昔からのコミュニティと新たにできたコミュニティとの関係づくりが課題となっています。また、若者の流出を受けて農業後継者問題や少子化問題も表れているのが現状です。

【第5類型】 広大な山林が広がる山間地域（西部地区、南部地区）

第5類型は、大半が山林で占められ、その合間に集落地が分布し、緑あふれる自然環境の豊かな地域です。大阪府と境界を接している地域では、宅地開発が進み、山間地にもかかわらず人口増加が続いており、比較的若年者層が多い傾向にあります。しかし、宅地開発により移転してきた新住民と従来から住んでいる住民との間に意識の差がある地域となっています。また、山間地域であることから成年層が地元に着せず、高齢化が著しい地域となっています。道路交通網をはじめとする社会基盤の整備や商業施設等の生活施設も十分でなく、外出時には公共交通機関や自家用車に頼らざるを得ないことから、高齢者や障害のある人にとっては外出しにくい環境となっています。また、集落間が離れていることもあり無人地帯が多く街灯も少ないため、昼夜を問わず子どもや女性の安全対策が課題であるとともに災害や緊急時における対策も求められている地域といえます。

【第6類型】 大規模な宅地開発により誕生した地域（東・南・西つつじヶ丘）

第6類型は、大規模な宅地開発によって整備された地域であり、人口規模・人口密度が高く、区画整理によって整然と立ち並んだ町並みが特徴的な地域です。各つつじヶ丘ともに開発時期が異なるため、比較的新しい地域では人口増加や若年層が多い傾向にありますが、開発からすでに数十年経過している地域もあり、開発時期の順を追って高齢化が進んでいる地域といえます。また、これらの地域は他の市町村や府県からの転入者が多く、成年男性の昼間人口が極端に少ないといった特徴を持っています。そのため、若年層が多い傾向にあるにもかかわらず、子どもや高齢者の見守り、昼間における防災・防犯体制などが求められている地域といえます。

一方、転入者によって築き上げられた地域であることからコミュニティとしてのまとまりは比較的強い傾向にあります。しかし、高齢化や個人の価値観の多様化、また、現在も開発が進められている地域においては、地域のまとまりは弱まりつつあります。

3. 地域福祉を推進していくうえでの主要課題

○住民の主体的参加を促進させるとともに、福祉意識の高揚を図ることが求められています

住民の地域福祉活動への主体的な参画を促していくためには、ボランティア活動やサービス利用への抵抗感をなくすため、学校教育や生涯学習等を通した各種福祉教育プログラムの充実が必要となります。亀岡市においてこれまで培われてきた福祉学習や生涯学習の実績を活かし、身近な地域レベルにおいて、福祉教育に携われる機会が確保されるよう、条件の整備を行っていくことが求められています。一方で、身近なことから福祉活動に参加できるよう地域での声かけ運動や見守り活動を推進し、住民同士のつながりづくりを行っていくことが必要です。

また、障害や介護などに携わる当事者同士がお互いに相談し合ったり、なかまをつくったり、福祉施策へ提言したりする当事者組織への支援を図っていくことが重要となります。

○住民活動をはじめとするボランティア活動の活性化に向けての支援が必要です

亀岡市では、様々な団体がボランティア活動や福祉活動を行っています。また、地域では自治会等の住民自治組織を中心に地域ぐるみの福祉活動を活発に展開しています。しかし、活動実施者やボランティアの高齢化を背景に、活動の担い手不足の問題などが表面化しています。公的サービスでは十分にフォローできない制度の隙間にいる人々への、柔軟な活動や支援が期待されるボランティアや住民活動への支援が求められています。

○在宅福祉サービスの量的・質的向上が必要です

高齢化の進展、家族形態の多様化により福祉ニーズは多様化、複雑化しています。多様化する福祉ニーズへの対応を図るためには、福祉サービスの質的向上と住民参加型福祉サービス等の新たな福祉サービス開発が大きな課題となります。障害者自立支援法の制定により、これまで各種障害別に実施されていた障害保健福祉施策は見直し・一元化され、自立支援給付として大きく「介護給付」「訓練等給付」に大別され、平成 18 年度より新たなサービス体系のもとで障害のある人に対するサービスが実施されることとなりました。そのため、制度改正を踏まえた新サービスの効果的・効率的な実施を検討するとともに、地域において障害のある人や高齢者、子育て中の人等が安心して暮らせる体制を地域とともに築き上げていくことが必要となります。

また、高齢者支援・子育て支援を目的に市からの委託を受けている各種の在宅福祉サービスや事業についても、地域において支援を必要とする人へのサービスとして充実させていく必要があります。

○福祉課題の把握・情報ネットワークづくりが必要です

近隣同士のつながりが希薄化し、地域における福祉課題が見過ごされがちになりつつあります。

地域に住む住民同士が、交流の機会を多く持ち、近隣における生活課題をいち早く把握し、具体的な支援を考えていくシステムづくりを、地域を基盤として進めていくことが必要です。そのためにも地区社会福祉協議会の立ち上げは非常に重要なものとなります。

また、各種調査活動や相談活動は住民の福祉課題を把握する重要な要素となります。集約されたニーズが円滑に活動内容や今後の地域福祉活動に反映されるよう体制を整備していく必要があります。

○地域を支える多様な主体によるネットワークを構築していくことが求められています

住みなれた地域で家族やなかまたちとともに安心して生活を送ることは、亀岡市に住む住民の多くが望んでいます。しかし、地理的条件や街並み、地域性などを背景に交通安全対策や防犯対策、災害などの緊急時における対策が強く求められています。また、支援を必要とした時に、身近な地域で適切な支援やサービスが受けられることも重要となります。

そのためには、身近な隣近所同士とのつながりを築くとともに、交流活動や話し合いを通して住民同士の相互援助機能を強化することが必要です。また、住民組織をはじめボランティア団体やNPO、社会福祉法人、行政機関、地区社協など多様な主体によるネットワークを構築し、身近な地域で相談や支援が行える体制づくりが必要となります。

○地域福祉活動を推進していくうえでの基盤強化が必要となります

亀岡市の地域福祉を推進させるためには、地域において、地域福祉活動を促進していくための基盤づくりが必要となります。また、亀岡市社会福祉協議会についても亀岡市の地域福祉活動を促進していくための支援を実施していけるよう、福祉コミュニティ（地区社協）の設立推進をさらに強く進めていく必要があります。

第3章 計画のめざすべき姿

1. 計画の目標

活躍の機会と出会いの場の確保を進め、住民が主体的に各種活動や生涯学習等に参加することを

通して、支え合い助け合いの意識が息づくまちをめざします。

地域ぐるみの住民活動やボランティア活動、住民参加型福祉サービスの開発を促進し、地域の福祉力向上をめざします。

福祉サービスを充実させ、支援を必要とする人々の自立生活を支援できる地域づくりをめざします。

情報収集・発信機能を強化し、地域と社協、お互いの連携を通して福祉課題を把握する体制づくりをめざします。

隣近所の身近な関係づくりから住民活動団体や関係機関等との連携を図り、福祉コミュニティづくり、また、安心して暮らせる顔の見えるまちづくりをめざします。

計画を推進するための基盤を地域と社会福祉協議会がともに築いていきます。

2. 計画の重点プロジェクト

「福祉コミュニティづくりに向けての三位一体の取り組み」

誰もが住みなれた地域で安心して生活したいとの願いを持っています。そのためには、住民同士が互いに助け合い支え合える顔の見える関係である福祉コミュニティづくりを進めていかなければなりません。亀岡市社会福祉協議会では、各地域において地域の特性に応じた福祉コミュニティの形成を図れるよう「人づくり」「なかま（組織）づくり」「しくみづくり」の三位一体の取り組みを地域とともに進めていきます。

三位一体の取り組みをより具体化するために、以下の重点項目を推進していきます。

1) 地域福祉活動推進のための人づくり

地域福祉を推進し、福祉コミュニティづくりを促進していくためには、地域福祉活動や福祉コミュニティ推進組織の運営を担う人づくりを重点的に行っていく必要があります。

そのため、亀岡市との連携のもと福祉コミュニティ推進にかかる「地域協働コーディネーター育成講座」を計画的に開催していきます。また、各地域における福祉活動を担う人材を育成するため、ボランティア養成講座をはじめ地域座談会の開催などにも取り組みを行い、地域福祉活動の中心的な担い手となる地域住民に向けての人づくりを実施していきます。

2) 地区社会福祉協議会の整備

地区社会福祉協議会は住民の生活圏域において、福祉コミュニティづくりをめざす「実践の場」「学びの場」であり、薄れつつある地域の絆を強める「交流の場」「話し合いの場」でもあります。そうしたことが積み上げられていくことによって地域において「顔の見える関係」が築き上げられていくのです。

亀岡市社会福祉協議会では、地区社会福祉協議会の整備に向けての支援を計画的に行っていきます。

①地区社会福祉協議会について

住民参加による地域福祉活動を通じて、地域のふれあいを高めるとともに、住民一人ひとりの福祉課題を地域全体の課題として捉え、その解決に向けた取り組みを行うことにより、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを地域住民自らが自主的に実践するために結成される組織です。

○各種住民組織、ボランティア、NPO、当事者等との協力体制の場づくり

地域には、住民組織（自治会、民生委員児童委員協議会、子ども会、老人クラブ、婦人会、体育振興会、PTA等）をはじめ、ボランティア団体やNPO、当事者団体等があり、それぞれ組織の目的を持ち、活動を行っています。しかし、地域で起こっている生活上の問題は複雑化、多様化しており、例えば、青少年問題ひとつ取り上げても、家庭環境、教育問題、人間関係の疎外感等の多くの要因を含んでいます。

そのため、一個人や一団体・機関で取り組んでみても、表面的な解決に終わりがちになることもあります。そこで、これら地域の生活上の問題を解決するために、その地域の住民自身が自発的に参加できる場をつくり、さらに地域の様々な団体や機関との協力体制をつくり、問題解決を図っていく役割を地区社協は担うこととなります。

○住みよいまちづくりの推進役として

住民同士の憩いの場や遊び場の喪失、青少年や高齢者、障害のある人、子育てをとりまく環境の変化、近隣関係の希薄化など、身近ではあるが気づかれにくい子ども、高齢者、障害のある人等の問題が地域には多くあります。地区社協は、地域で起きるこれらの問題を地域住民の問題として採り上げ、解決を図るための活動を行い、住みよいまちづくりを進めるうえで大きな役割を果たします。

○ボランティア活動の輪を広げるために

地域には、様々な場面でボランティア活動を行っている人、また、今は活動していないが、今後何か地域のために役立ちたいと考えている人が数多くいます。

地区社協は、こうした地域のために役立とうという人を掘り起こし、地域の福祉活動に参加できる場づくりを進め、地域のボランティアを開拓、育成し、活動の輪を広める役割を担います。

② 地区社協の必要性

地域はこれまで、住民の暮らしの場、交流・助け合いの場として、重要な機能を持っていました。しかし、少子高齢化、家族形態の多様化、個人のライフスタイル・価値観の多様化を受けて、これまでの住民同士のつながりは希薄化し、地域の力は弱まりつつあります。そのようななか、子どもの連れ去りなどへの不安や児童虐待、高齢者を狙った犯罪・事件、老老介護の問題、高齢者の虐待、孤独死、障害のある人の生活環境の不備、偏見、差別等の様々な問題が地域では起こっています。また、近年、地震や台風に代表されるような自然災害に対しての備えなど、個人の力だけではどうすることもできない問題も発生しており、これらの問題は、今や他人事ではなくなっているのが現状となっています。

住みなれた地域で安心・安全に暮らし続けていくことは、住民共通の願いです。福祉コミュニティとは「自分達の地域の問題は、まず自分達で取り組んでいく」「自分たちの安心・安全は自分たちで確保していく」「自分たちの願いを自分たちでかなえていく」といった住民意識のもと住民共通の願いを達成した姿といえます。そして、地区社協とは、このような意識を持った住民が主体と

なってつくり上げる、住民共通の願いの達成に向けた推進組織です。地域で何が必要かを良く知っているのは住民自身です。そのため、地区社協の活動は、地域の特性と住民の暮らしの課題にピンポイントを合わせた身近な取り組みとなり、高齢者や障害のある人、子育て中の人などの当事者を含んだ多くの住民の参加と合意形成のもとに行われていきます。多くの住民を巻き込むことによって、地区社協は住民同士のふれあい・交流の場となり、住民同士のつながりを取り戻していく場、なかまづくりの場、住民共通の願いを実現する場、そして生きがいづくりの場となります。また、ふれあい・交流を重ねることにより、お互いの理解が深まり、住民の福祉意識の高揚にもつながっていくのです。

③亀岡市社協がめざす地区社協とは

現在、亀岡市社会福祉協議会では、自治会をはじめとした地域における様々な組織の横の連携による地区社協のあり方を検討しています。地域における横の連携を担う人材として地域協働コーディネーターを育成し、地域の福祉ニーズをはじめとした様々な情報の共有により、効果的な小地域福祉活動の推進を促進します。

また、地区社協は、「自分達の地域の問題は、まず自分達で取り組んでいく」「自分たちの安心・安全は自分たちで確保していく」「自分たちの願いを自分たちでかなえていく」という住民の意識がもとになって、地域の住民が抱えている問題や悩みを様々な人たちがお互いに協力し合って解決していくことを目的とします。

そのため、地区社協は、地域内の住民や住民組織、福祉関係団体、当事者団体等を中心に様々な分野の団体により構成されます。地区社協は地域づくりに関心がある人、何か地域の役に立ちたいと思っている人など、誰でも気軽に活動に参加することができます。

④地域コミュニティと福祉コミュニティの違い

地域コミュニティ組織は、地域全体のふれあいや交流、なかまづくりなどを住民共同で行い、よりよい生活環境の実現を図ろうとする組織です。

一方、地区社協は、援助を必要とする人を中心にした「福祉型コミュニティ」であり、福祉への取り組みを積極的に行うことにより、一部の人だけでなく、地域住民やボランティア、当事者など、みんなで福祉について考え、理解を深めていこうとする問題発見・解決型の相互扶助組織です。

地域コミュニティにおいても地区社協に近い活動を行っているところもありますが、設立の趣旨が異なるため、地域コミュニティと地区社協の両者が連携・協力して活動することにより、地域福祉を推進していくための力強い原動力となります。

3) 福祉コミュニティづくりへの支援体制の整備

「三位一体の取り組み」における社協の役割は、地域における福祉コミュニティ推進組織の立ち上げから育成・発展を支援し、自立へと導いていくことです。

それは、従来考えられていたような、「社協の下部組織」として人的・運営的・金銭的な上下関係のもとにある福祉コミュニティのイメージではなく、「福祉コミュニティ育成・支援のための仕組み・機関」として社協を捉えることが適切と言えます。そして、人的・運営的・金銭的に自立しはじめた地区社協にとっては、情報収集・共有・交換、出会い・交流・つどい、研修等の場として、専門スタッフによる支援・アドバイスが得られる場として社協が機能していくことが望まれます。

そのため、より専門性の高い、開かれた社協へと体制を強化していくとともに、福祉コミュニティづくりへの支援体制の整備を図っていきます。

第4章 地域福祉活動の促進に向けて

1. 住民参加の促進と福祉意識の向上

地域福祉を推進していくためには、地域に暮らす住民自身が地域の課題を自分自身の課題として受けとめ、ともに住民同士の話し合いを通して課題解決に導いていくことが大切となります。そして、そのためには、話し合いの場をはじめ、様々な活動への住民参加は最も必要なこととなります。様々な活動に参加することで多くの人々と出会い、情報を得ていくことで、今までわからなかった課題が見えてくるようになり、地域の課題を共有することができ、解決に向けての取り組みへと進めていくことができるのです。

高齢者や障害のある人など誰もが自由に社会参加ができ、世代を越えて助け合い、支え合うことのできる地域社会を築くためには、物理的なバリアを除くだけでなく、車いすの人が段差で止まっていたら手を差し伸べるなど、相互理解と相手の意思を尊重する心づかいが素直に出てくる「心のバリアフリー化」を進めることが最も重要なこととなります。また、住民参加を促していくためには、ボランティア活動やサービス利用への抵抗感をなくすとともに、当事者への理解を促進する必要があります。そのためにも市民の福祉意識を向上させる取り組みを行っていく必要があります。

地域との協働による推進項目	■ 声かけ、あいさつ 声かけやあいさつを行い、身近な隣近所でのつながりづくりを行う。 ■ 見守り活動 隣近所による安否確認の声かけや高齢者、障害のある人、子ども等への見守り活動を地域ぐるみで実施する。 ■ 交流活動 障害のある人や子ども、大人、高齢者など様々な人々を交えた交流行事を実施する。 ■ 気軽に集まれる場づくり ☐ 既存のサロン活動などを充実させ、同じ問題を抱えた当事者同士が集まり、悩みなどを話し合い共有できる機会をつくる。 ■ イベント・企画への当事者参画 幅広い年齢層の人々や当事者が企画・準備段階から参画できるイベント、行事、活動等を実施する。 ■ 地域座談会の開催 住民同士で地域の福祉課題についての話し合いや福祉に関しての学習を行う地域座談会を開催する。 ■ 活動計画づくり 各地域ごとの地域福祉の推進に向けての目標や取り組みの方向性を明らかにした計画づくりを地域住民主体で行う。
社協の実施項目	■ 福祉協力校事業 児童・生徒たちが、様々な福祉活動を通じて人格形成を図っていくことができるよう、福祉協力校とボランティア連絡協議会、社会福祉施設相互間の連携強化を図り、児童・生徒たちによりよい福祉教育が実施できるよう検討していく。また、学校への情報提供、ボランティア活動の支援、連絡会の充実などを通じて、支援体制の充実に努めていく。 ■ 市民に対する福祉学習への支援 市民の福祉意識の高揚を図る観点から、福祉学習に必要な機材を無料で貸し出しています。また、今後、貸出事業や市民福祉のつどいを積極的にPRするとともに「地域座談会」の開催を呼びかけ、支援を行っていく。 ■ 福祉活動育成事業 当事者の人々が地域のなかで孤立せずに暮らしていくために、当事者組織の育成および活動への支援を行っていく。今後、子育て中の人や高齢者、障害のある人が、地域のなかで自立した生活を送ることができるよう、当事者組織の活動への支援を実施していく。

2. 住民活動・ボランティア活動の活性化

地域には様々な課題や問題を抱える人、既存のサービスだけでは十分でない人、制度の隙間にいて支援やサービスが行き届かない人がいます。地域住民の主体的な活動による支援と公的なサービスが協働し、これらの人々を見逃すことなく支援の手を差し伸べることができる仕組みづくりが必要です。そして、ボランティア活動や地域活動は、これら制度の隙間にいる人々への支援を図る活動として重要な役割をもっています。

そのため、亀岡市社会福祉協議会では、地域と協働しながら住民活動・ボランティア活動の活性化に向けての取り組みを進めています。

地域との協働による 推進項目	■ 地域座談会の開催 住民同士で地域の福祉課題についての話し合いや福祉に関する学習を行う地域座談会を開催する。 ■ 見守り活動 隣近所による安否確認の声かけや高齢者、障害のある人、子ども等への見守り活動を地域ぐるみで実施する。 ■ サロン活動の促進 ふれあいサロンを充実させ、高齢者がいつまでも地域で生き生きと暮らしていけるよう日常生活のなかでの生きがいづくりを行う。また今後、子育て中の親子や障害のある人を対象とした活動の検討を行っていく。 ■ 人材の育成 子どもや学生、退職後の高齢者など地域活動を担う人材を発掘し、地域活動のリーダーを養成する。 ■ イベント・企画への当事者参画 幅広い年齢層の人々や当事者が企画・準備段階から参画できるイベント、行事、活動等を実施する。 ■ 活動拠点づくり 空き教室や社会福祉施設等を活用した活動・交流の拠点づくりを検討する。
社協の実施項目	■ ボランティア養成講座の充実 福祉やボランティア活動について理解を深め、ボランティア活動に興味を持ってもらうため、ボランティア活動希望者のニーズに則した講座が開催できるよう、関係団体と連携を図りボランティア養成講座の内容を充実していく。また、各種ボランティア養成講座に参加しやすいよう実施体制も含め検討を行っていく。 ■ ふれあいサロン支援者養成講座の実施 地域におけるふれあいサロンを促進・充実させ、地域の福祉活動を促進させるため、ふれあいサロン支援者養成講座を実施していく。 ■ 小地域活動支援事業 地域における声かけ・安否確認・見守り等のネットワーク活動を促進させるため、効率的な支援体制や団体同士の連携拡大などの検討を行っていく。また、子育て中の人、障害のある人、一人親家庭、一人暮らし高齢者や虚弱高齢者等の閉じこもり防止、介護予防、生きがいづくりを推進するために、地域におけるサロンやつどい事業を支援していく。 ■ ボランティア活動支援事業 支援を必要としている人々に対して、在宅福祉サービスだけでは網羅できないきめ細やかな支援を行うため、亀岡市社協ではファミリーサポートセンター事業や暮らしのサポートサービス事業を実施しています。今後、これらの事業に関するボランティア情報の充実やボランティアの確保・育成、ボランティア活動への支援を行っていく。一方で、近年、災害時のボランティア活動が活発化していることから、災害ボランティアへの取り組みについて、今後も人員の派遣や広報誌等を活用した情報提供を実施していく。また、災害ボランティアセンターの設置・運営に向けての取り組みを進めていく。
社協の支援項目	■ ボランティア連絡協議会への支援 ボランティア団体同士の交流・研修活動を通して情報交換や技術の向上、連携体制の構築が図れるよう、ボランティア連絡協議会の活動を支援していく。 ■ ボランティアセンターの機能強化 市民ニーズに応じたボランティアの発掘およびボランティア活動に対する支援を強化するため、ボランティアセンター運営委員会の設置をはじめとするボランティアセンターの機能強化に向けて、取り組みを進めていく。

3. 在宅福祉サービスの充実

高齢者や障害児・者が住みなれた地域で生活していくためには、これらの支援を必要とする人々の自立生活を維持していくための在宅福祉サービスの充実が大変重要なものとなります。また、家族形態の多様化により、子育てにかかる親の負担は大きなものとなっています。そのため、子育て中の親子に対する支援も行っていく必要があります。

支援を必要とする人々への福祉サービスを充実させていくには、地域住民や各サービス提供事業者等の協働なしには実現することはできません。亀岡市社会福祉協議会では、支援を必要とする人が暮らしの場でのニーズに適した福祉サービスが提供できるよう地域とともに取り組みを進めていきます。

地域との協働による 推進項目	■ 住民参加型福祉サービスの開発 地域住民をはじめ地域で活動する様々な団体と連携して新しい住民参加型福祉サービスの開発を検討する。 ■ 移動手段の確保 生活の基本である「移動」が自由に行えるよう、NPOやボランティア団体、民間事業者等と協力し、高齢者や障害のある人などが利用しやすい移動手段の確保を検討する。 ■ 地域住民主導の活動づくり 地域のなかで不足しているサービスや生活上の課題を解決するために行われる地域住民主導の活動を検討する。 ■ 自立支援のシステムづくり 地域住民や様々なサービス提供事業者と連携した支援を必要とする人々への自立支援のシステムづくり。
社協の実施項目	■ 障害福祉サービス 障害者自立支援法の制定によりこれまでの「居宅サービス」と「施設サービス」は見直し・再編され、「訪問系」「日中活動系」「居住系」サービスに大別され、新たなサービス体系のもと地域生活支援や就労支援を中心としたサービスを提供することとなったため、制度改正を踏まえた新サービスの効果的・効率的な実施を検討していく。 ■ 子育て支援事業 身近な地域で子育て中の親子が気軽に集える場として、「かめおかっこ出前ひろば」の拡大を推進し、地域における子育てネットワークを広げていく。また、各種ひろば事業、つどい事業、はあと事業、情報提供事業等の内容充実を図っていく。 一方、「かめおかっこ出前ひろば」を通して高齢者や障害のある人など様々な人々との交流が図れる場となるよう内容や実施体制を検討していく。また、新たな取り組みである「ふれあい菜園活動」や「手づくりお話しサロン」の周知を図るとともに利用者のニーズに応じた取り組みが実施できるよう内容の検討を行っていく。 ■ ファミリーサポートセンター事業 子育て家庭への社会的支援づくりを目的に、講習会や交流会、相互援助活動等を実施していく。地域における子育て家庭への支援をより活発化させるために、会員確保に向けて事業内容についての広報や説明会等の内容を充実させていく。また、まかせて会員の質の向上に向けて、講習会を実施するとともに、おねがい会員とまかせて会員のマッチングをスムーズに行えるよう、体制の整備とスタッフの育成を進めていく。 ■ くらしのサポートサービス事業 日常生活のなかで不安を抱えて暮らす人に対して、家事援助・軽易な介助などのサービスを市民の参加と協力によって、ボランティア意識を基盤とした会員組織をつくり、お互いに助け合い提供していく。 ■ 福祉サービス利用援助事業 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人の権利を擁護することに資することを目的として、それらの人が自立した地域生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の支援を行う。 ■ 低所得者等更生援護事業 低所得者、障害のある人または高齢者に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図っていく。

4. 福祉課題の把握・情報ネットワークづくり

生活や福祉に関する様々な情報は、行政や社協等の広報誌により発信されていますが、必要な人に必要な情報が伝わらないという状況や有用な情報が有効に活用されていないという問題があります。必要な人に必要な情報を的確に伝えるため、高齢者や当事者など対象者に応じてわかりやすく情報を発信することが必要となります。

一方で、地域住民の福祉課題を把握することは、地域福祉活動を進めていくうえで非常に重要な要素となります。地域には、住民による見守り・訪問活動や民生委員児童委員による訪問・調査活動、福祉施設等に設置されている相談窓口等、これらがお互いに協力・連携し、福祉課題の把握、支援を必要としている人々の把握を行っていくことが大切となります。

地域との協働による 推進項目	■ 地域座談会の開催 住民同士で地域の福祉課題についての話し合いや福祉に関する学習を行う地域座談会を開催する。 ■ 見守り活動 隣近所による安否確認の声かけや高齢者、障害のある人、子ども等への見守り活動を地域ぐるみで実施する。 ■ 情報把握活動 民生委員児童委員の訪問活動や地域住民の活動である声かけ・見守り活動等を連携させて、助けを必要としている人への相談活動や福祉課題の把握、支援を必要とする人々の情報把握を行う。 ■ 広報誌の作成 地域ごとの活動状況を載せた広報誌の作成に取り組む。 ■ 活動計画づくり 各地域ごとの地域福祉の推進に向けての目標や取り組みの方向性を明らかにした計画づくりを地域住民主体で行う。
社協の実施項目	■ 相談事業の充実 住民のニーズに応じて利用しやすい相談体制を検討するとともに、相談内容に応じた適切な対応ができるよう、関係機関との連携・協力体制の強化を図っていく。 ■ 広報誌「社協かめおか」の充実 福祉活動への理解や参加を一層促すため、内容の充実に努め、福祉活動への理解や参加の促進を図っていく。 ■ パンフレット・リーフレットの推進 社協活動やボランティア活動の周知と普及を図るため、パンフレットやリーフレットの発行を継続するとともに、内容を詳しく説明したサービスごとのパンフレットの作成を検討するなど、工夫した情報提供を行っていく。また、広く市民に対して周知を図る観点から設置場所についても、公共機関や社会福祉施設等の窓口への設置を検討していく。 ■ ホームページの開設 インターネットは、手軽に必要な情報を得る手段として住民に定着しつつあるため、亀岡市社会福祉協議会においても、社協活動やボランティア活動の幅広い情報の発信と、住民と社協との情報交換体制の構築を目的にホームページの開設を行う。

5. 地域を支える多様な主体によるネットワークづくり

多様化する地域の福祉ニーズにきめ細やかな対応を行っていくためには、個々の活動を充実させることも大切ですが、それぞれの活動やノウハウを共有し合い、お互いに協力することでこれまでできなかったことやより効果的で効率的な活動・サービスを提供していくことが重要となります。そのため、亀岡市社会福祉協議会では、多様な団体同士が連携と交流が図れる場づくりへの支援を行っていきます。

また、近年、台風や地震による災害が全国的に発生するとともに、子ども達や高齢者を狙った犯罪などもみられ、改めて地域のあり方を考えさせるようなできごとが起こっています。そのような

なか、地域において緊急時における救援体制や防犯体制を構築していくためには、住民同士のつながりを生かした協働による取り組みがなくてはならないものとなっています。

地域との協働による 推進項目	■ 声かけ、あいさつ 声かけやあいさつを行い、身近な隣近所でのつながりづくりを行う。 ■ 地域座談会の開催 住民同士で地域の福祉課題についての話し合いや福祉に関する学習を行う地域座談会を開催する。 ■ イベント・企画への当事者参画 幅広い年齢層の人々や当事者が企画・準備段階から参画できるイベント、行事、活動等を実施する。 ■ 幅広い団体との連携 ボランティア団体やNPOなど多様な団体との協働による地域行事や地域活動を実施する。
社協の実施項目	■ ボランティアコーディネーターの養成 「ボランティア活動をしたい」という人と「ボランティアを必要としている人」の双方の希望にあった活動を紹介したり、活動についての相談や助言、情報提供等の支援活動を行うボランティアコーディネーターの育成と質的向上を図っていく。 ■ ボランティア連絡協議会の機能拡大 亀岡市におけるボランティア同士の情報交換・連携構築の場として、個人ボランティアやNPOの参加等、ボランティア連絡協議会への参加対象団体の拡大や機能強化を検討していく。 ■ かめおかNPO情報センターとの連携 亀岡市内の各地域において活動している様々な団体が情報交換や協力関係を築いていけるよう、かめおかNPO情報センターとの連携体制構築を働きかけていく。

6. 地域福祉活動推進のための基盤強化

地域福祉を推進していくのは、地域に住む住民自身です。住民同士がお互いのつながりを大切に、隣近所との関係を築きながらその輪を広げていくことが重要なこととなります。地域福祉活動は、そのような地域住民同士のつながりを基盤としてはじめて実現される活動です。そして、地域福祉活動を推進していくにも、人と人とのつながりや福祉活動を行う団体・機関同士のネットワークなしでは取り組むことはできません。そのため、地域においては、様々な機会を利用して住民同士のつながりづくりや、団体・機関同士のネットワークづくりを通じた協働の体制づくりが必要となります。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核として、今後、亀岡市の地域福祉活動を推進していくため、様々な活動や支援を行なっていくこととなります。そのためには、組織・経営基盤の強化は重要なものとなります。地域との協働による計画の推進が行えるよう、取り組みを行っていきます。

地域との協働による 推進項目	■ 声かけ、あいさつ 声かけやあいさつを行い、身近な隣近所でのつながりづくりを行う。 ■ 地域座談会の開催 住民同士で地域の福祉課題についての話し合いや福祉に関する学習を行う地域座談会を開催する。 ■ 協働体制づくり 様々な団体・機関との協働関係をつくる。 ■ 地区社会福祉協議会の設立 身近な住民同士の支え合い、助け合い活動を促進していくため、住民による地区社会福祉協議会を設立する。
---------------------------	---

社協の実施項目	■ 社会福祉協議会職員のスキルアップ 福祉コミュニティの推進および社協事業の充実を図るため、職員の資質向上に向けた研修を充実させ、人材の育成を行っていく。 ■ 地域・関係機関等との連携 社協職員の地域への入り込みを促進し、地域住民との協働関係を構築していく。また、行政、各種福祉団体・機関との連携・協働体制を強化し、地域福祉推進に向けての基盤を整備していく。
---------	---

第5章 重点プロジェクトの推進

1. 地区社協を立ち上げよう！！

(1) 地区社協設立のための準備会をつくろう

いきなり地区社協を立ち上げるのは難しいものです。まずは、「やってみよう！」というなかま同士で話し合うことが大切です。なかまが集い、ルールを定め、福祉コミュニティを推進するための「地区社協設立準備会」を立ち上げてみましょう。

(2) 地区社協の活動

地区社協の活動には、以下のような活動があります。できることから一步一步、進めてみましょう。また、これ以外の活動も様々にあります。いろいろな活動にチャレンジしてみましょう。

- 住民への福祉活動への理解や参加を促進するための活動として
- 地域の実態や福祉ニーズの把握を図るための活動として
- 住民相互の支え合いを高めるための活動として
- 住みよい生活環境づくりのための活動として
- 地区社協の運営および基盤強化のための活動として

2. 三位一体の取り組み

(1) 地域福祉活動推進のための人づくり

地域福祉を推進していくには人づくりは欠かせませんが、効果的に人材を育成し、亀岡市全体の福祉レベルの向上を図るためには、市との連携と協働により地域福祉を担う住民の育成と地域福祉を推進するリーダーの育成を同時に行う必要があります。

そのため、亀岡市社会福祉協議会では、従来からの取り組みであるボランティア養成講座を充実させる一方で、地域福祉を推進するリーダーの育成や市民福祉のつどい等を活用し、亀岡市全体の福祉意識の向上を図っていきます。

取り組み項目	内容
地域福祉推進に向けてのリーダーの育成	亀岡市との共催による地域福祉協働コーディネーター育成講座を計画的に実施し、地域福祉を推進していくうえでのリーダーを育てていきます。
ボランティアをはじめとする福祉活動を担う人材の育成	学校等での福祉体験学習・ボランティア体験学習や亀岡市民を対象としたボランティア養成講座を効果的に組み合わせ、亀岡市の福祉活動を担う人材を育成していきます。
地域における福祉意識高揚に向けた取り組みの実施	市民福祉の集いや地域座談会等を活用して、地域全体の福祉意識の高揚を図っていきます。

（２） 地区社会福祉協議会の整備

地区社会福祉協議会の目的は、住民主体による福祉活動の展開と促進、また、福祉コミュニティづくりのための基礎組織をつくることにあります。

そのため、亀岡市社協では、市の支援等を受けながら各地域において地区社協を整備するため、地区社協の立ち上げ支援をはじめとする各種支援事業を計画的に実施していきます。

取り組み項目	内容
地区社協立ち上げにかかわる支援の実施	地区社協設置要綱の作成をはじめ、地区社協に関する情報支援、住民座談会開催への支援など、地区社協立ち上げに関する支援を目的とした地区社協立ち上げ支援事業(仮称)を実施していきます。
地区社協の自立運営に向けての育成支援の実施	地区社協が地域のなかで継続的な活動が行えるよう、活動に関する相談・情報支援や市の受託事業等による財源確保に関する相談・情報支援をはじめとする地区社協育成支援事業(仮称)を実施していきます。

（３） 福祉コミュニティづくりへの支援体制の整備

亀岡市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会の関係は、その初期こそ支えられ支援を受ける関係ですが、自立期に差しかかる頃には、地区社協は、地域において福祉コミュニティづくりを担う中心的な存在として両者は、地域福祉の推進という大目標をともに実現させていくパートナーとなります。

そのため、亀岡市社協では、地区社協の自立に向けた支援をはじめ、福祉コミュニティづくりへの支援体制を整備していきます。

取り組み項目	内容
地域福祉活動計画の推進	地域福祉活動の推進に今後も取り組んでいくとともに、地域ごとの活動計画づくりについても働きかけていきます。
地区社協支援に向けての体制づくり	相談窓口や情報提供体制の整備を行っていきます。また、地区社協が地域の様々な団体・機関との連携が図れるよう、ネットワークづくりに向けた仕組みを整備していきます。
福祉コミュニティづくりに向けた社協体制の強化	自治会、地区社協をはじめとする様々な団体からの相談に対して専門的なアドバイスや情報支援が行えるよう、社協職員の育成を図っていきます。

● 亀岡市社協と地区社協との関係

亀岡市社協は地区社協と同じように、住民が主体となって活動することを原則として、公私の福祉関係者が参加協力して構成されています。

亀岡市社協は、全市的にかかわる住民の生活上に生じる問題を取り上げ活動を進めていきますが、地区社協は、その地域で解決できる問題はその地域で解決し、解決することができない問題は亀岡市社協へと反映させていきます。すなわち、地区社協は市社協に参画する重要な組織であり、亀岡市の地域福祉を推進していくうえで重要なパートナーの関係にあります。このことから、亀岡市社協と地区社協は相互に親密な関係を保ちながら福祉活動に取り組むこととなります。

第6章 圏域ごとの顔の見える関係づくり

地域福祉を推進していくためには、地域のなかで暮らしている住民の力がなくては進めていくことができません。なぜなら、地域の困りごとや良いところを一番良く知っているのは、その地域に住む住民自身です。そして、自分たちの住む地域を住みよい地域にしたい、安心・安全に暮らせる地域にしたいと最も願うのも、やはりその地域に住む住民自身だからです。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進に向けての具体的な行動計画として位置づけられている計画です。そのなかで最も必要なものが、地域に暮らす住民自身が自分たちの地域を住みよい地域にしていいため、今後、どのような活動を行っていくのかを示した行動計画です。つまり、地域福祉活動計画は、地域住民の手でつくられた地域ごとの活動計画がそのなかで示されることによって、はじめて本来の姿として完成されることとなります。

この章の本来的な姿としては、顔の見える関係づくりに向けた地域ごとの住民による活動計画が示されますが、現在亀岡市内の多くの地域には、地域福祉の推進組織が立ち上げられていないのが現状です。そのため、住民自身の手でつくり上げる地域ごとの活動計画に関しても今後に向けて地域の課題となっています。

そのため、今回の地域福祉活動計画は、このような地域ごとの活動計画を住民自身の手でつくりことができるような体制づくりを行っていくための計画といえます。つまり、それぞれの地域が、地域福祉を推進していくための体制を整備するための計画です。各地域と社協が協働し、地域福祉活動計画を推進していくことによって、地域福祉の推進に向けての体制が整備され、顔の見える関係づくりに向けて大きな一歩を踏み出すこととなるのです。

資料編

1. かめおか地域福祉活動計画策定経過

(1) 経過概要

年月日	内容
H17. 3	亀岡市社会福祉協議会各種団体現況把握調査の実施
H17. 7.13	地域福祉活動計画ワーキンググループ会議
H17. 7.22	第1回ワークショップ開催
H17. 7.29	第2回ワークショップ開催
H17. 8.19	第3回ワークショップ開催
H17. 8.	地域福祉活動計画ワーキンググループ会議
H17. 9. 2	第4回ワークショップ開催
H17.12.17	第1回「地域協働コーディネーター育成講座」
H18. 1. 6	地域福祉活動計画ワーキンググループ会議
H18. 1.24	第2回「地域協働コーディネーター育成講座」
H18. 2.10	第3回「地域協働コーディネーター育成講座」
H18. 2.23	第1回地域福祉活動計画策定委員会
H18. 3. 9	第2回地域福祉活動計画策定委員会
H18. 3.23	第3回地域福祉活動計画策定委員会

(2) ワークショップ

①全体の概要

開催日	内 容
第1回(H17. 7.22) 「私たちの住む地域を見つめよう！」 (参加者 38 名)	・5つのグループに分かれて「地域の良いところ、悪いところ」を整理・分類しました。 ・ワークショップの様子
第2回(H17. 7.29) 「私たちのできることについて考えよう！」 (参加者 40 名)	・第1回目ワークショップで出された課題の解決策について話し合いました。 ・ワークショップの様子
第3回(H17. 8.19) 「理想的な地域について考えよう！」 (参加者 42 名)	・これまでの内容を踏まえ、様々な福祉課題に対応できる地域のあり方について話し合いました。 ・ワークショップの様子
第4回(H17. 9. 2) 「グループ発表」 (参加者 40 名)	・みんなで考えたこれまでの内容をグループごとに発表しました。 ・ワークショップの様子

②グループ発表の様子

◇「川東グループ」の発表

私たち川東グループは、旭、千歳、保津、馬路、河原林の5町からなるグループで保津川の東、昔から川東地区と呼ばれてきた地域で構成されているグループです。1回目のワークショップは、「ホットホット」ということで、川東は近所づきあいが多くて地域全体が大きな家族となっていること、水や野菜などのおいしいものがいっぱいあること、水鳥や名所、散歩道など自然がいっぱいあることといった良い面がありますが、その反面、高齢者や農業後継者、少子化、そして行事への参加者の減少などの問題点もあります。

2回目は、いいまちをつくるための方法ということで、川東は保津川の東なので、『イーストでいいまちづくり』というサブタイトルをつけました。地域的に隣近所と距離があるので、独居高齢者や老老家族など、日頃気になる世帯の訪問、見守りの話し合いが多く出ました。見守りでは、新聞配達員や隣近所の協力により「雨戸があいているか」「洗濯物が出ているか」といった情報を共有し見守っていく、向う三軒両隣の気運を持っていくことが必要ではないかと思います。世代間交流については、子どもが少なくなってきたことで、世代間のふれあいが少なくなっている。大人と子どもがふれあえる場、料理できる場、みんなが集まれる場づくりが大切ではなからうかと思います。啓発については、今では死語になってしまっていますが、昔は何にでももったいないということで物を大事にしていた。「もったいない」という言葉をもう一度復活させ、無駄づかいをなくすよう啓発していくことが、放置自転車やゴミ問題、食品の食べ残しの問題の解決につながっていくと思います。また、環境対策として、ビン・カンを持ってくれば料金を返還する仕組みづくりやゴミだしルールの徹底、当番制で地域清掃や見回りをするなど、全員参加でマナーの向上を図っていくことが大切だと思います。安全対策では、防犯灯を多く設置し明

るい地域にするといった話し合いが行われました。農業対策について保津町では、農地組合法人「ほづ」を設置し、農業の委託を受け持つなどの対策を行っています。同時に、採算の取れる農業生産を進め、若者が農業をやっていこうと思う環境づくりをしていく必要があると思います。

最後に、川東は農業地域であるとともに、市街化調整地域となっているため過疎化が進み、高齢化と相まって子どもが少なく、今年の小学校入学児童数が0人という地域もあり、危機的な状態となっています。このような状況の中、先日、市の災害対策の一環である「ふれあいネットワーク」について自治会で話し合いをしたが、民生委員の調査は独居高齢者だけなので、体の弱い高齢者や障害のある人がどこに住んでいるのか、どこで寝ているのかなどの情報不足の問題やこのような人々をどうやって安全な場所まで導いていくのかといった問題が出ている。地域の福祉は一部の人や地域だけでなく、全体としてまとめて進めていかなければならないのではないかと思います。また、自治会などの役職の任期が短く、慣れた頃に交替となるため、十分な引継ぎができず、これまでの活動や各種団体同士の連携が切れてしまったりするので、町内会が月1回は情報の共有化を図っていく必要がある。そうしたつながりを通してネットワークの網の目を狭め、お互いの人づき合いの点でもあたたかいつながりが持てるようになるのではないかと思います。

川東は空き家が多く過疎が進んでいる地域なので、今後、社会的弱者をどのように守っていくかが問題となっています。隣近所同士が、緊急時に助けを必要としている方がどこに寝ているのかということを知っている関係をつくっていくことが大切ではないかと思います。

◇「海千山千グループ」の発表

第1回目の話し合いでは、地域の課題や悪いところよりも現在行っている良い取り組みのほうが多く出されていましたが、課題に関する意見についても真に考えていかなければならない課題のみが意見として出されていたのではと思います。

例えば、「あいさつやコミュニケーションの大切さ」から始まり、「大人と子どものふれあい・交流」「地域の見守り」といったことは、私たち一人ひとりが心がけて実践していくことではないかと思います。このようなことに加えて、「身近な地域のサロン活動」や「身近な福祉活動組織」の運営の仕方についての課題は、私たちがみなで協力し合って考えていかなければならないことだと思います。その他、「サークル活動の拠点」「障害児の受け入れ」「一時保育の必要性」「就労の場の必要性」「ボランティア活動」などに関する問題点が話し合われました。

海千山千グループは、課題意識を常に持って現場で活動していらっしゃる当事者団体の方が多数を占めているため、活発に意見が交わされました。和やかな雰囲気の中、建設的な意見が多く聞かれました。

2回目の話し合いでは、まずサロン活動について意見が交わされました。様々な立場の人たちが集まるサークルや高齢者・障害のある人・子どもが集えるサロン活動が必要であると思います。亀岡市全体で集まれる場所もあればよいのですが、身近な地域で集える場の充実が求められていると思います。さらに、専門スタッフがいればなお良いと思います。話し合いを通じて、身近な地域のサロン活動から福祉の問題を広げていくことが大切ではないかと感じました。

個人情報保護に関する問題についても話し合われました。個人情報の管理については、制

度によって固く縛られてしまうのではなく、人と人との緩やかな関係の中で管理・把握されていくべきものであると思いました。

また、地域で福祉を進めていく際に一番大事なのは、大人・子どもといった世代間の「あいさつ」や「コミュニケーション」、そして「心配り」であると感じました。「あいさつ」や「コミュニケーション」「心配り」を基礎とした年代を超えた活動が地域の福祉をさらに進めていくものであると思います。さらに、福祉活動を進めていく際には、福祉の当事者を支援する・守ってあげるという視点ではなく、当事者の力を引き出すといった視点が重要であると思いました。当事者の持っている力を引き出す（エンパワメント）視点が大切であると思います。

3回目の話し合いで、私たちは『明るく元気なまちづくり』というキャッチフレーズを考えました。

まず、子どものことについてですが、地域には子ども育成会をはじめ子どもに関係する集まりがたくさんあります。これらをひとつにまとめてしまったほうがよいのではないかと思います。というのは、勉強・習い事・遊び・地域の集まりと忙しい今の子ども達にとって、そのようにしてしまったほうがゆとりをもって地域交流できるのではないかなと思うからです。

また、高齢者のサークルでは興味ある人しか会合に集まっていますが、みなが集えるサロンにするためにはどうしたらよいのか話し合いました。基本は、「楽しく集まれるサークルづくり」であると思います。そのためには、「ひとづくり」が今後重要になると思います。老人会もそうですが、地域の青年団や婦人会においては、リーダー的な立場の人がいないという現状があります。誰もが気軽にサークルや集まりに参加できる地域にするためには、リーダーをはじめとした「ひとづくり」が求められています。そして、「ひとづくり」の基本となるのは、一人ひとりの「意識変革」であると思います。地域の一人ひとりが相手を思いやる心も持つことが大切であると思いました。

◇「ラスカルグループ」の発表

私たちのグループは亀岡地区東部からのメンバーです。グループ名はラスカルグループで、由来はワークショップ1回目の朝、参加者の家の庭にアライグマがでた、というところからです。また、メンバーはそれぞれ色々なところで地域活動をしている人たちです。

まず、福祉とはどういうものか、私たちのグループでは「仲間づくりを通してふるさとをつくっていく」「みんなが居心地のいい場所をつくる」という答えをだしました。そのためにはなかま・時間・場所が必要となり、その中でも1番大切なものはなかまです。

1回目のワークショップでは、地域をつくっていくためには「人づくり」が必要だという結果になりました。「まちづくり」をしていくためには「人づくり」からはじめ、なかまづくりをすることが必要です。

今、どこでも交通事故が多くなっていて難しいかもしれませんが、昔のような井戸端会議ができる場所をつくる必要があるのではないかと考えました。

しかし、そういったまちづくりの拠点をつくるには行政の協力も必要です。会議所を使用するのも行事を行うのでも費用がかかります。その点で援助をいただいて、誰でも無料で気軽に集まれるような場をつくっていかねばなりません。

また、交通の面でも道幅が狭く大きな車がたくさん通っているところがあり、交通弱者である高齢者でも横断が出来るような仕組みをつくることが求められます。

自分が生まれ育ったふるさと・誰もが居心地のいい場所をつくっていくことが大切です。「まちづくりは人づくり」です。そのためには高齢者・障害のある人・子ども、さまざまな立場での問題を考えていかなければなりません。設備・施設などはお金で解決できます。しかし、「人づくり」は解決できません。

また、最近個人主義の人が多くなっていますが、そのような人の中でも他人がしているから自分も同じことをするという矛盾した行動をとる人もいます。私たちがめざす「人づくり」とは個人をつくっていくという意味のものではありません。そういった認識では方向が違います。

地域住民の意識の変革、心のバリアフリー、一人ひとりがちょっとした優しさを持つことで行う「人づくり」が必要となります。そのためのなかまづくり・活動の場づくり・時間づくりを行っていかなければなりません。

私たちができる身近なこととして、まず、サロン活動を活発に行っていくことが必要となるでしょう。

◇「竹とんぼグループ」の発表

私たち竹とんぼグループは、千代川、亀岡、吉川、本梅、西つつじヶ丘の山間・都市部からなるグループです。1回目のワークショップは、自分達の地域をしっかりと見つめようということですが、地域の悪いところというよりも地域で気になっていることについての意見を出し合いました。

ハード面では、交通の便が「良い／悪い」という相反する意見が出されました。特に市街地まで遠くバスなどを利用しなければならず、高齢者にとっては大きな問題となっています。水はおいしく緑が多く、自然環境は亀岡のブランドであります。その反面、犬のフンやゴミ問題など心配事も多いです。ソフト面では、コミュニティづくりを行っている老人会活動がふれあいづくりを深めていたり、自治会の組織率が高いなど良い面はありますが、反面、自覚的参加がもっと欲しい（積極性）。また、人と人とのつながりの希薄化は、福祉の地域づくりにはきわめて重要な問題です。子どもの安全の問題に関する意見が多く出されましたが、子ども会自体が成り立たなくなっており、組織の存続に関する危機的な問題でもあります。

2回目は、より良い地域をつくるために私達ができることについて意見を出し合いました。まず、老人会などに参加した人の個々の気持ちやニーズを把握することが大切だという意見が出されました。みんなが何を願っているのか…そのためにも幅広い年齢層が集まる機会を多く持ち、そこから個々の人々の健康づくり・生きがいに繋がっていければいいと考えます。

3回目では、地域の理想像について意見を出し合いました。これまでの意見では高齢者に限定した話が多かったのですが、若い人達の問題について考えることも重要です。話し合われた内容をまとめてみますと、

① 自治会は地域のあらゆる階層の人を包んでおり、福祉分野も自治会活動が担っているものが多いです。具体的には、自治会は地域の中にある団体・サークル活動を総合的に調整、支援しまとめていく役割を担っているのです。

② 子どもを中核にした地域づくりの取り組みは発展性が高いです。子どもを通して大人同士の交流も図っていくことを捉えなおしていくべきです。また、若者同士の交流を図ることが重要です。

③ 「支え合う顔のみえる地域づくり」として現在地域で行われている様々な活動を捉えなおしていくべきです。例えば、回覧版を通じての声かけ・挨拶は、コミュニケーションのスタートとなります。

人との対話を大切に交流を図る機会を大切にすること、人と人とのコミュニティが地域の基盤になっていると思います。なごみの「和」・対話の「話」・つながりの「輪」の3つの「わ」を大切に実践していくことが重要です。

◇「ホタルグループ」の発表

1回目に話し合った『地域の良いところ』『地域の悪いところ』について発表します。ホタルグループは自然が豊かな地域で人の心がとてもホットであるということが特徴です。『地域の良いところ』として、自然が豊かであるというところから考えていきました。空気も美味しく、星もきれいで動物もたくさんおり、都会から遊びにきた子どもたちはとても喜んでくれます。また、隣近所で貸し借りなどが気軽に行われるなど、昔からの近所づき合いが多く、コミュニティ基盤がしっかりとしています。一方、『地域の悪いところ』としては、動物による農業被害や、過疎化の進行、情報化からの格差や交通問題、舗装整備により自然環境が変化している、うわさ話がすぐに広がるなどがあげられます。このように良いところと悪いところをあげてみて、全てが表裏一体となっていることが分かりました。

2回目では、1回目にあげた『地域の悪いところ』に対して解決方策を考えました。解決方策としては、思いやり、ふれあい、たすけあいの心を持つことが基本となってくるということを中心に話し合いました。ふれあいの面では、夏祭りや運動会、年末のもちつきなど、行事を通して幅広い年代の交流を図ったり、シニアクラブなどもっと盛んに行い、コミュニケーションをとっていこうという意見があげられていました。また、高齢者の方の豊富な知識を子どもたちに伝える場をつくり、世代間交流を行っていき、さらにそのような場が高齢者の方にとって生きがいになっていったらいいという意見もあげられていました。思いやり・たすけあいの面では、学校が遠いことによって通学時の交通手段の確保が難しく子どもが自由にクラブ活動ができないことや、バス停までの足の確保が大変といった公共交通の便が悪いことに対して「地域の人々によるボランティアなどで乗り合いのバスなどの運行」や「買物や病院へ行く時は隣近所で声をかけ合っていく」といった意見が出されていました。

3回目では、理想の地域について話し合いました。過疎化が進み、また、新・旧地域が混じっているので、難しい地域であると思うのですが、地域住民みんなが生きがいを持てる地域にしていきたいと思っています。そのためには、公共交通の確保や自然環境、農業などの地域資源を生かした若者の就労の場づくりや他地域、都市との交流の促進、地域の課題をみんなで集まって話し合いができる場をつくること、サロン活動や交流の場をつくっていくために地区社協のようなものをつくっていくことが必要であるとの意見があげられました。また、公共交通の確保が大きな課題となっていますが、交通に関しては個人でできることには限りがあると思うので、しっかりとしたバックアップのできる組織をつくることが必要であると思います。その他にも、まずは個人個人の小さな活動やグループからできることを大切に、徐々に大きな組織へ広げていくことによって、年を重ねてもずっと生きがいを持って住める地域にしていきたいと思っています。

(3) 地域福祉協働コーディネーター育成講座

開催日	内容
第1回(H17.12.17) 講演:さわやか福祉財 団理事長 堀田 力 氏	・市制 50 周年記念講演 「心の復活」ーみつめよう家族の絆 地域のつながりー
第2回(H18. 1.24) 講演:種智院大学 小寺 鐵也 教授	・亀岡市福祉コミュニティ推進組織の必要性和メリットについて ー地域福祉の進め方を考えるー
第3回(H18. 2.10) 講演:同志社大学 井岡 勉 教授	・福祉コミュニティをつくろう ー地域組織とその活動のあり方ー

(4) 地域福祉活動計画策定委員会

開催日	内容
第1回(H18. 2.23)	・委嘱式 ・「地域福祉活動計画」の策定説明
第2回(H18. 3. 9)	「地域福祉活動計画」素案に対する意見・提案の報告 ・意見交換 ・その他
第3回(H18. 3.23)	・今までの計画策定の経過と内容 ・計画策定に参画して(各委員の感想) ・答申

2. 社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会

地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域福祉の推進を目的とした地域福祉活動計画を策定するため、社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、本会会長の諮問を受け、「地域福祉活動計画」を策定することを任務とする。

(委員会の構成及び任期)

第3条 委員会は、20名以内の委員で組織し、次に掲げる者の内から本会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治組織代表
- (3) 民生委員児童委員代表
- (4) 地区社会福祉協議会等代表

- (5) ボランティア代表
- (6) 当事者組織代表
- (7) 福祉施設代表
- (8) 公募市民
- (9) 行政機関代表
- (10) 社会福祉協議会代表

2 委員の任期は、委嘱した日から答申提出の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長2名を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は委員総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3 議事は出席委員の過半数を以って決し、可否同数のときは委員長が決する。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させて説明を求め、また意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、亀岡市社会福祉協議会事務局で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 最初に招集される委員会は、第5条の規定にかかわらず本会会長が招集する。

3. 社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会

地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

氏名	備考
赤間 将	こども福祉課長
麻田 忠彦	障害福祉課長
伊藤 正明	高齢福祉課長
岡本 民夫◎	同志社大学教授(亀岡市地域福祉計画策定委員会委員長)
片山 ひろ子	亀岡ボランティア連絡協議会代表(会長)
加茂 紀代	子育て関係代表(旭町ぴよぴよ広場サロン主催 亀岡市児童育成計画策定委員会副委員長)
小林 裕子	知的障害児者関係代表(障害児者を守る協議会 会長)
酒井 忠繁	亀岡市身体障害者関係代表(京都府視覚障害者協会 亀岡支部長)
中川 國彦○	民生委員児童委員協議会代表(民生委員児童委員協議会福祉部 部会長)
中澤 素沙子	高齢者関係代表(亀岡市老人クラブ連合会 女性部副部長)
中島 三羊子	かめおかNPO情報センター運営委員会代表(運営委員長)
中村 功	亀岡地区社会福祉協議会会長
野々村 克己○	亀岡市自治会連合会代表(自治会連合会 副会長 千代川町自治会長)
野々村 忠良	亀岡市社会福祉協議会代表(地域福祉部会 副部会長)
服部 義行	曾我部町地区社会福祉協議会会長
前淵 功	亀岡市社会福祉施設協議会代表(副会長)
松田 栄子	精神障害者関係代表(亀岡地区精神福祉家族会 思葦の会 前会長)
山口 尚志	保津町社会福祉協議会会長
山本 昇	自治会に福祉部創設・地域ボランティアふれあいネット西つつじ立ち上げ等
渡邊 勇	亀岡市社会福祉協議会代表(地域福祉部会 部会長)

※50 音順、敬称略

※◎は委員長、○は副委員長

4. 地区社協設立支援助成金交付要綱

(目的)

第1条

この要綱は、社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会（以下、「協議会」という）が、福祉コミュニティ推進組織（以下、「地区社協」という）の設立を支援するための助成金交付事務に関する事項を定め、地区社協設立支援助成金（以下、「助成金」という）の適切な運用を確保するとともに、地区社協設立を支援し福祉コミュニティの推進を図ることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条

協議会の助成対象となる団体（以下、「対象団体」という）は、次の各号に掲げる要件を満たす団体とする。ただし、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（NPO）以外の法人格を有する団体は対象団体としない。

(1) 亀岡市内に所在し、所在する地域の自治会、民生委員児童委員、その他各種団体、ボランテ

イア、地域住民等で組織された地域福祉福活動を行うことを目的とした団体で、所在する地域の自治会長の承認を得ていること。

（２）対象団体が所在する地域で、自治会と共働で地区社協を設立する旨の発会式や広報等で地域住民に周知・認知せしめる事業が実施できること。

（３）対象団体内の会員に協議会並びに亀岡市が主催したワークショップ、養成講座等に参加、受講した者が会員として登録していること。

（４）会則または規約を有し、予算、事業計画が明確なこと。又はこれに類する企画書・収支計画等があること。

（５）政治・宗教活動・営利を目的としないこと。

（６）その他、社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会会長（以下、「会長」という）が認めるもの。

（助成事業）

第３条

助成の範囲は、前条に定める対象団体が次の各号に掲げるもので協議会の他の助成の対象となっていない事業（以下、「助成事業」という）を行うために必要とする経費とする。

（１）地区社協設立のために必要な経費及び設立後、事業を継続するための経費。

（２）その他、会長が必要と認める事業

２．前項に関する経費は、別表１の助成対象経費に掲げる。

（対象外の経費）

第４条

前条に規定する経費のうち、次の各号に掲げる経費は助成の対象としない。

（１）接待、慰労、寸志等の儀礼的・交際費的経費

（２）すでに終了した事業経費。

（３）その他、会長が対象外とする経費

（助成限度額）

第５条

対象団体に交付する助成金の額は、経費の内容に応じて別表１に掲げる額の範囲内とし、予算の範囲内で会長が定める。

２．助成金の申請は、１団体につき１件の申請を原則とする。

（助成金の交付申請）

第６条

助成金の交付を受けようとする対象団体（以下、「申請者」という）は、助成金交付申請書（様式１号）に必要事項を記入のうえ、次の各号の書類のうち会長が必要と認めるものを添えて、所定の期日までに、会長に申請するものとする。

（１）会則または規約

（２）役員名簿

（３）予算書・事業計画書、事業実施企画書、又は活動計画書

（４）その他、会長が必要と認める文書

(交付決定及び通知)

第7条

会長は、申請者から前条に定める助成金の申請があったときは、内容を審査する。

ただし、会長が審査を不要であると認めた場合は、審査を省略することができる。

2. 会長は、助成の可否を決定のうえ、その結果を助成金交付決定通知書（様式2号）または助成金不交付通知書（様式3号）により申請者に通知する。

3. 交付条件をつけるときは、申請者に対して助成金交付決定の際に通知する。

(助成金の交付請求)

第8条

申請者は、前条の助成金交付決定通知を受けたときは、指定の期日までに、助成金交付請求書（様式4号）により、会長に助成金を請求するものとする。

(助成事業の変更等の承認)

第9条

申請者は、助成事業の内容を変更・中止・廃止しようとするときは、助成事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式5号）に必要書類を添付して、会長に届け出なければならない。

2. 会長は、申請者から前項の届出を受けたときは、内容を審査のうえ可否を決定し、助成事業（変更・中止・廃止）承認書（様式6号）により、申請者に通知する。

(届け出事項)

第10条

申請者は次の各号に該当するときは、助成団体変更届（様式7号）に必要書類を添えて会長に届け出なければならない。

(1) 申請者が法人格を取得し、または失ったとき、並びに法人格を変更したとき

(2) 申請者の名称を変更したとき

(3) 申請者の住所を変更したとき

(4) 申請者の代表者を変更したとき

(事故報告)

第11条

申請者は、事故等により助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに会長に助成事業事故報告書（様式8号）提出しなければならない。

2. 会長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、申請者に書面により適切な指示をするものとする。

(状況報告・調査)

第12条

会長は、助成事業の遂行状況等について調査が必要と認めたときは、申請者から報告を求めることができる。

2. 会長は前項の報告により必要と認めたときは、実地調査、検査等を行うことができる。

(指導等)

第13条

会長は、助成事業が適切に遂行されていない恐れがあると認めたときは、申請者に助成事業の適切な遂行を求めることができる。

2. 会長は、申請者が前項に違反したときは、助成事業の一時停止を求めることができる。

(実績報告)

第14条

申請者は、助成事業が終了したとき、または助成事業の対象期間が終了したときは、終了の日から50日以内に助成事業実績報告書(様式9号)を会長に提出しなければならない。

2. 申請者は、前項の助成事業実績報告書を提出するときは、助成金の使途を明らかにした帳票、決算書などの必要書類を添付しなければならない。

(実績報告の調査及び是正のための措置)

第15条

会長は、申請者から前条の報告が提出されたときは、助成事業の成果、助成金の交付決定の内容及びこれに付けた条件について内容を審査し、適合しないと認めるときは、申請者に対して助成事業の是正を求めることができる。

(交付決定の取り消し)

第16条

会長は、申請者が次の各号にいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(2) 助成金をその助成金の対象となる助成事業以外の用途に使用したとき

(3) 第15条の実績報告による助成事業の成果または事業費の実績額が著しく第7条の交付申請の内容を下回るとき

(4) 前3号のほか、助成金の交付決定の内容、これに付けた条件、助成金の規定に基づく指導に従わないとき

2. 会長は、前項の規定により助成金交付決定を取消したときは、速やかにその内容を申請者に助成金交付決定取消通知書(様式10号)により通知しなければならない。

(助成金の返還)

第17条

会長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の取り消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、助成金交付決定取消通知書により、申請者に対して期限を定めてその返還を求めなければならない。

附 則

1. この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

2. この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

【別表１：第３条第２項及び第５条第１項】

助成区分	助成事業(第3条第2項関係)		助成限度額 (第5条第1項)
	対象の種別	助成対象経費	助成対象別限度額 (年額)
第１号	地区社協設立のために必要な準備経費及び設立後、事業を継続するための経費	発会式経費、広報費、ワークショップ等にかかる委託料、研修会費(講師の謝礼等)、会議費、設立に必要な備品費、消耗品費などの設立準備にかかる必要経費。	100, 000 円
第２号	上記の事業のほか、会長が必要と認める事業	会長が定める経費	会長が定める金額